

福岡県公報

令和7年1月10日
第 562 号

目次

告示 (第9号 - 第15号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の供用の開始	(道路維持課)	1
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
公 告		
○住宅確保要配慮者居住支援法人の指定	(住宅計画課)	3
○県営住宅敷地内放置車両に係る公示	(県営住宅課)	3
○県営住宅敷地内放置車両に係る公示	(県営住宅課)	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
○競争入札参加者の資格等	(建築都市総務課)	5

公安委員会

○福岡県行政手続条例に基づく意見公募手続	(警察本部生活保安課)	7
○福岡県行政手続条例に基づく意見公募手続	(警察本部交通指導課)	7
○福岡県行政手続条例に基づく意見公募手続	(警察本部交通企画課)	7

再 掲

○令和7年度福岡県職員採用I類試験の施行(人事委員会事務局任用課) 8

告 示

福岡県告示第9号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年1月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯 塚 県 道	熊ヶ畑 上山田 線		前	嘉麻市上山田1343番6先から 嘉麻市上山田403番4先まで	6.4 ～ 21.0	182.0
			前	嘉麻市上山田1343番6先から 嘉麻市上山田403番4先まで	7.6 ～ 49.9	186.0
			後	嘉麻市上山田1343番6先から 嘉麻市上山田403番4先まで	6.4 ～ 21.0	182.0

福岡県告示第10号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和7年1月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年1月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間

飯 塚	熊ヶ畑 上山田 線	嘉麻市上山田1343番6先から 嘉麻市上山田403番4先まで
-----	--------------	-----------------------------------

福岡県告示第11号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、令和6年10月福岡県告示第642号福岡広域都市計画下水道事業筑紫野公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和7年1月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 施行者の名称

筑紫野市

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡広域都市計画下水道事業筑紫野公共下水道

3 事業施行期間

昭和51年1月10日から令和12年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

令和6年10月福岡県告示第642号の事業地中次の地内において変更する。

筑紫野市大字下見及び若江の各一部

(2) 使用の部分

変更なし

福岡県告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年1月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八 女	県 道	柳 川 線 筑 後	前	筑後市大字水田899番1先から 筑後市大字水田37番先まで	6.8 ～ 41.9	807.9
			前	筑後市大字水田899番1先から 筑後市大字水田37番先まで	10.9 ～ 35.9	585.5
			前	筑後市大字水田899番1先から 筑後市大字水田37番先まで	6.8 ～ 41.9	808.9
			後	筑後市大字水田899番1先から 筑後市大字水田37番先まで	6.8 ～ 41.9	807.9
			後	筑後市大字水田899番1先から 筑後市大字水田37番先まで	10.9 ～ 35.9	585.5

福岡県告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和7年1月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年1月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八 女	唐 尾 川 線 唐 広	八女市龍ヶ原227番1先から 八女市龍ヶ原57番8先まで

福岡県告示第14号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

令和7年1月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直 方	県 道	福 岡 直 方 線	前	直方市大字直方667番47先から 直方市大字直方667番124先まで	40.4 ～ 43.0	40.0
			後	直方市大字直方667番47先から 直方市大字直方667番124先まで	56.0 ～ 62.8	

福岡県告示第15号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和7年1月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年1月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
直 方	福 岡 直 方 線	直方市大字直方667番47先から 直方市大字直方667番124先まで

公 告

公告

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のように公示する。

令和7年1月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

支援法人の名称	支援法人の住所	支援業務を行う 事務所の所在地	指定年月日
株式会社へいせい	糸島市前原西五丁目1 番31号	糸島市前原西五丁目1 番31号	令和6年12月17日

公告

県営住宅の敷地内において、下記の放置車両を発見したので、次のとおり公告する。
この車両は、県営住宅用地の管理に支障を来しているため、この車両の所有者等は、速やかにこの車両を撤去してください。

なお、この公告は、この公告の日から2週間を経過した時に、相手方に到達したものとみなし、この公告の日から3箇月経過した後に、県はこの車両を撤去するものとする。

令和7年1月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 放置車両の形態等

放置場所	福岡市東区千早六丁目8番 福岡県営御幸町住宅1000棟駐輪場
撤去通告貼付けの日	令和6年11月19日
メーカー名	H O N D A
種別等	原動機付自転車
自動車登録番号等	不明
所有者	不明
車名	不明
塗色	黒色及び灰色
車台番号	不明
使用者	不明

2 連絡先

福岡県建築都市部県営住宅課業務係 T E L 092-643-3741

福岡県住宅供給公社福岡管理事務所 T E L 092-713-1683

公告

県営住宅の敷地内において、下記の放置車両を発見したので、次のとおり公告する。
この車両は、県営住宅用地の管理に支障を来しているため、この車両の所有者等は、速やかにこの車両を撤去してください。

なお、この公告は、この公告の日から2週間を経過した時に、相手方に到達したものとみなし、この公告の日から3箇月経過した後に、県はこの車両を撤去するものとする。

令和7年1月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 放置車両の形態等

放置場所	福岡市東区千早六丁目8番 福岡県営御幸町住宅1000棟駐輪場
撤去通告貼付けの日	令和6年11月19日
メーカー名	不明
種別等	原動機付自転車
自動車登録番号等	不明
所有者	不明
車名	不明
塗色	黒色
車台番号	不明
使用者	不明

2 連絡先

福岡県建築都市部県営住宅課業務係 TEL 092-643-3741

福岡県住宅供給公社福岡管理事務所 TEL 092-713-1683

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年1月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑後市大字前津字大坪156番1、157番1、157番4、158番1から158番4まで、159番1、159番2、160番1、160番2、161番1、161番2、162番、164番1、164番2、165番1、165番2、166番1、166番2、167番から175番まで、176番1、176番2、177番から186番まで、187番1、187番2、188番1、188番2、190番1、190番2、191番から198番まで、200番から207番まで、208番1、208番2、209番1、209番2、210番3、210番5から210番8まで、210番15、210番17、210番19、210番21、211番3の一部、211番4から211番7まで及び211番15から211番17まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

八女市今福1061番地の1
三和ロジコム株式会社
代表取締役 川口 廣祥

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年1月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

飯塚市平恒字生畝町947番1から947番16まで及び平恒1216番の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

田川郡川崎町大字池尻877番地の7
株式会社G A S G A S エネルギー
代表取締役 秋元 潤一

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年1月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡粕屋町原町一丁目2204番4、2255番1、2257番1、2257番5及び2258番1並びにこれらの区域内の道路である町有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
京都府久世郡久御山町田井新荒見100番地
キョーワズ珈琲株式会社
代表取締役 岡田 誠

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年1月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑后市大字庄島字北溝627番1、627番4、629番1及び629番2並びに大字長崎字北溝314番、315番1、315番2、316番、317番1、320番1、320番4、321番1及び321番6
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府大阪市西区靱本町二丁目6番18号
旭エンジニアリング株式会社
代表取締役 山本 武志

公告

福岡県が発注する建設工事に係る競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役

務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和7年1月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 調達をする特定役務の種類
建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事のうち、建築一式工事及び管工事
- 2 工事概要等
 - (1) 建築一式工事1
 - ア 工事名
（仮称）福岡県保健環境研究所新築工事
 - イ 施工場所
みやま市瀬高町高柳
 - ウ 予定工期
令和7年度から令和9年度まで
 - エ 工事概要
主要用途 研究所
階数 地上6階建て
構造 鉄筋コンクリート造
延べ面積 11,002.48㎡
 - オ 入札を行う時期
令和7年度 第1・四半期
 - (2) 建築一式工事2
 - ア 工事名
大牟田高等技術専門校新築工事
 - イ 施工場所
大牟田市宮坂町
 - ウ 予定工期
令和7年度から令和8年度まで

エ 工事概要

主要用途 職業能力開発施設
階数 地上3階建て
構造 鉄筋コンクリート造
延べ面積 6,244.88㎡

オ 入札を行う時期

令和7年度 第1・四半期

(3) 管工事

ア 工事名

(仮称) 福岡県保健環境研究所新築機械設備工事

イ 施工場所

みやま市瀬高町高柳

ウ 予定工期

令和7年度から令和9年度まで

エ 工事概要

主要用途 研究所
階数 地上6階建て
構造 鉄筋コンクリート造
延べ面積 11,002.48㎡

オ 入札を行う時期

令和7年度 第1・四半期

3 競争入札参加者の資格

次の(1)から(7)までのいずれにも該当しない者

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者(特別の理由がある場合を除く。)
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員であるもの(それぞれ(1)に該当する者を除く。)

(4) 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課せられた者であって、当該届出の義務を履行していないもの

ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条

イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条

ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条

(5) 県内の市町村において個人住民税(個人県民税及び個人市町村民税)を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法(昭和25年法律第226号)第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの(特別の理由がある場合を除く。)

(6) 建設業法第2条第1項に規定する建設工事を営む者で、同法第3条第1項の規定による許可を受けていない者

(7) 建設業法第27条の23第1項の規定による審査を受けていない者

4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等(令和6年5月1日から令和7年4月30日まで有効な「福岡県建設工事競争入札参加資格者名簿」に登載されており、福岡県に令和7年度建設工事競争入札参加資格審査申請を行っている建設業者は、この資格審査の申請をする必要はない。)

(1) 受付の時期

この公告の日から入札参加申込期限の令和7年2月7日まで随時受け付ける。

(2) 申請書の提出方法

ふくおか電子申請サービス(<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/>)により提出するものとする。

(3) 提出書類の作成に使用する言語等

申請書の記入は日本語で行うこと。その他の書類で外国語が記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 問合せ先

(1) 工事の概要に関する問合せ先

福岡県建築都市部建築都市総務課契約室

電話 092-643-3707

(2) 資格審査申請に関する問合せ先

福岡県建築都市部建築指導課建設業係

電話 092-643-3719

公安委員会

福岡県公安委員会告示第317号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく処分基準等（案）について、次のとおり意見を募集する。

令和7年1月10日

福岡県公安委員会

1 意見を募集する処分基準等（案）

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく営業停止命令等の基準
- (2) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第14条第1項に基づくインターネット異性紹介事業の停止命令に係る処分基準
- (3) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第14条第2項に基づくインターネット異性紹介事業の廃止命令に係る処分基準
- (4) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第15条第2項第1号に基づくインターネット異性紹介事業者に対する指示に係る処分基準
- (5) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第15条第2項第2号に基づくインターネット異性紹介事業の停止命令に係る処分基準
- (6) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく指示処分及び事業の停止命令処分の基準
- (7) 福岡県風俗案内業の規制に関する条例に基づく指示及び事業停止命令の基準

2 意見募集期間

令和7年1月6日から同年2月4日まで

3 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活保安課に備え置く。

福岡県公安委員会告示第318号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、福岡県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則（案）について、次のとおり意見を募集する。

令和7年1月10日

福岡県公安委員会

1 意見募集期間

令和7年1月10日から同年2月9日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部交通指導課に備え置く。

福岡県公安委員会告示第319号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（案）について、次のとおり意見を募集する。

令和7年1月10日

福岡県公安委員会

1 意見募集期間

令和6年12月26日から令和7年1月24日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部交通企画課に備え置く。

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第5条第1項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

公告

福岡県職員採用I類試験を別表のとおり施行する。

令和6年12月24日

福岡県人事委員会委員長 馬場 貞 仁

令和 7 年度福岡県職員採用試験

回数	種類	試験区分	受験資格	試験日	試験種目	試験地	合格者発表		受付期間	試験の特例等	試験案内等の配布場所	試験の申込先	その他		
							発表日	発表の方法							
第 199 回	I 定期採用	行政 (春季)	①平成 8 年 4 月 2 日から平成 16 年 4 月 1 日までに生まれた者 【21 歳以上 29 歳未満】 ②平成 16 年 4 月 2 日以降に生まれた者で大学を卒業した者又は令和 8 年 3 月までに大学を卒業する見込みの者	第 1 次	基礎能力試験	福岡市 東京都	第 1 次	4 月下旬	インターネットにより、令和 7 年 3 月 1 日から令和 7 年 3 月 17 日まで	行政 (春季) については、拡大文字による試験を実施する。	①福岡県人事委員会事務局 ②福岡県庁 1 階 総合案内、県民情報センター ③アクロス福岡 2 階 文化観光情報ひろば ④福岡市役所 1 階 福岡市情報プラザ ⑤東京、大阪の各福岡県事務所 ⑥県内の県の出先機関 ・県税事務所 (博多、北九州東、北九州西、田川、飯塚・直方、久留米) ・保健福祉環境事務所 (宗像・遠賀、南筑後) ・保健福祉事務所 (糸島) ・農林事務所 (福岡、朝倉、八幡、筑後、行橋) ・県土整備事務所 (福岡、南筑後、直方、京築、八女、那珂) ⑦各大学、短大等の就職担当窓口	福岡県人事委員会事務局	この試験の問い合わせは、福岡県人事委員会事務局に行うこと 試験の詳細については、別に試験案内を交付する。		
				第 2 次	論文試験										
		第 1 次		基礎能力試験 専門試験	福岡市 東京都	第 1 次	4 月下旬								
		第 2 次		人物試験 資格調査	福岡市	最終	5 月下旬								
第 200 回	I 定期採用	行政 教育行政 警察行政 児童福祉 土木建築 機械電気 化学農業 農薬土木 林業畜産 水産 薬剤師 栄養士	①平成 8 年 4 月 2 日から平成 16 年 4 月 1 日までに生まれた者 【21 歳以上 29 歳未満】 ②平成 16 年 4 月 2 日以降に生まれた者で大学を卒業した者又は令和 8 年 3 月までに大学を卒業する見込みの者	第 1 次	基礎能力試験 専門試験	福岡市 東京都	第 1 次	6 月下旬	インターネットにより、令和 7 年 4 月 25 日から令和 7 年 5 月 16 日まで	行政、教育行政及び警察行政については、点字による試験 (試験地は福岡市に限る。)及び拡大文字による試験を実施する。	①福岡県人事委員会事務局 ②福岡県庁 1 階 総合案内、県民情報センター ③アクロス福岡 2 階 文化観光情報ひろば ④福岡市役所 1 階 福岡市情報プラザ ⑤東京、大阪の各福岡県事務所 ⑥県内の県の出先機関 ・県税事務所 (博多、北九州東、北九州西、田川、飯塚・直方、久留米) ・保健福祉環境事務所 (宗像・遠賀、南筑後) ・保健福祉事務所 (糸島) ・農林事務所 (福岡、朝倉、八幡、筑後、行橋) ・県土整備事務所 (福岡、南筑後、直方、京築、八女、那珂) ⑦各大学、短大等の就職担当窓口	福岡県人事委員会事務局	この試験の問い合わせは、福岡県人事委員会事務局に行うこと 試験の詳細については、別に試験案内を交付する。		
														年齢	薬剤師以外
															薬剤師
		資格・免許		児童福祉	児童福祉司の任用資格を有する者又は令和 8 年 3 月までに資格を取得する見込みの者										
				薬剤師	薬剤師の免許を有する者又は令和 8 年 5 月までに免許を取得する見込みの者										
				栄養士	管理栄養士の免許を有する者又は令和 8 年 5 月までに免許を取得する見込みの者										
行政	①平成 7 年 4 月 2 日から平成 15 年 4 月 1 日までに生まれた者 【22 歳以上 30 歳未満】 ②平成 15 年 4 月 2 日以降に生まれた者で大学を卒業した者	第 2 次	人物試験 資格調査	福岡市	最終	8 月上旬									

- (注 1) 地方公務員法第 16 条に該当する者及び日本国籍を有しない者は、上表の採用試験を受けることができない。
ただし、I 類栄養士の試験区分については、日本国籍を有しない者であっても現に日本に永住している者は受験することができる。
- (注 2) 上表中「大学」とは、学校教育法に規定する大学 (短期大学を除く。)、防衛大学校、防衛医科大学校、水産大学校、海上保安大学校その他の人事委員会が認めるものをいう。
- (注 3) 論文試験については、最終合格者の決定にあたり、採点を行う。
- (注 4) I 類 (定期採用及び早期採用) は、一つの試験区分のみ申込みができる。